

平谷こども発達クリニック 円山事業所はぐくみ 運営規程 (指定放課後等デイサービス)

(事業の目的)

第1条 医療法人平谷こども発達クリニック(以下、「事業者」という。)が設置する平谷こども発達クリニック 円山事業所はぐくみ(以下、「事業所」という。)において行う指定障害児通所支援の放課後等デイサービス(以下、「指定放課後等デイサービス」という。)に係る事業の適切な運営を確保するために必要な人員及び運営に関する事項を定め、事業の円滑な運営管理を図るとともに、事業所を利用する障害児(以下、「利用児童」という。)及びその利用児童に係る通所給付決定保護者(以下、「保護者」という。)等の意思及び人格を尊重し、適切な指定放課後等デイサービスを提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業所は、指定放課後等デイサービスの提供に当たっては、利用児童の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて、適切なサービスの提供に努めるものとする。

- (1) 利用児童が放課後や休日を安心して過ごすことのできる時間と空間の提供をする。余暇的活動を中心とした支援を行い、趣味や興味の拡大、他者との交流や地域社会への参加を促進していくことを目指す。
- (2) 事業の実施にあたっては、地域との結びつきを重視し、関係市町、障害福祉サービスを行う者、児童福祉施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。
- (3) 前二号の他、児童福祉法(昭和22年法律第164号。以下、「法」という。)及び福井市指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例(平成31年3月20日 条例第9号)に定める内容のほか関係法令等を遵守し、事業を実施するものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地等は、次のとおりとする。

- (1) 名 称 平谷こども発達クリニック 円山事業所はぐくみ
- (2) 所在地 福井市南四ツ居町3-5

(職員の職種、員数及び職務の内容)

第4条 事業所に勤務する職員の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 1名(非常勤)
管理者は、事業所の職員及び業務の運営管理その他の管理を一元的に行うとともに、職員の運営に関する基準を遵守させるため必要な指揮命令を行うものとする。

(2) 児童発達支援管理責任者 1名(常勤)

児童発達支援管理責任者は、次の業務を行う。

- (ア)適切な方法により、利用児童の有する能力、置かれている環境及び日常生活全般の状況等の評価を通じて利用児童等の希望する生活や課題等の把握(以下「アセスメント」という。)を行い、利用児童の発達を支援する上での適切な支援内容を検討すること。
 - (イ)アセスメント及び支援内容の検討結果に基づき、事業所が提供する指定放課後等デイサービス以外の保健医療サービス又はその他の福祉サービス等との連携も含めて、利用児童及び保護者の生活に対する意向、総合的な支援目標及びその達成時期、生活全般の質を向上させるための課題、指定放課後等デイサービスの具体的内容、指定放課後等デイサービスを提供する上での留意事項等を記載した放課後等デイサービス支援計画(以下「通所支援計画」という。)の原案を作成すること。
 - (ウ)通所支援計画の原案の内容を利用児童及び保護者に対して説明し、文書により保護者の同意を得た上で、作成した通所支援計画を記載した書面を保護者に交付すること。
 - (エ)通所支援計画作成後、通所支援計画の実施状況の把握(利用児童についての継続的なアセスメントを含む。)を行うとともに、少なくとも6カ月に1回以上、通所支援計画の見直しを行い、必要に応じて通所支援計画を変更すること。
 - (オ)常に利用児童の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、利用児童及び保護者に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行うこと。
 - (カ)他の職員に対する技術指導及び助言を行うこと。
- (3) 児童指導員又は保育士 2名以上(1名以上は常勤)
児童指導員又は保育士は、利用児童に対して適切な支援を行う。
- (4) 機能訓練担当職員又は心理指導担当職員 専門的支援に必要な人数(非常勤)
自立した生活を過ごすための能力維持や向上を目指し、個別や集団でのリハビリテーションを行う。
- (5) 運転手 1名(非常勤)
車両により利用者の送迎を行う。
- (6) 事務職員 1名(非常勤)
事務職員は必要な事務を行う。

(営業日及び営業時間等)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日 月曜日から金曜日まで及び第1・第2・第3日曜日とする
ただし、国民の祝日、12月30日から1月3日、事業所が指定するお盆休みを除くが、土曜日は必要に応じて営業する場合も

ある。なお、管理者が特に必要があると認めるときはこれを変更することができる

(2) 営業時間	月曜日から金曜日	午前 9 時から午後 6 時まで
	日曜日(第1・3)	午前 8 時 30 分から午後 12 時 30 分まで
	日曜日(第 2)	午前 10 時から午後 4 時まで
	長期休暇中	午前 9 時から午後 5 時まで
(3) サービス提供日	営業日のとおり	
(4) サービス提供時間	月曜日から金曜日	午後 1 時 30 分から午後 6 時まで
	日曜日(第 1・3)	午前 9 時から午後 12 時 15 分
	日曜日(第 2)	午前 10 時 30 分から午後 3 時 40 分まで
	長期休暇中	午前 9 時から午後 4 時まで

(利用定員)

第6条 事業所において提供する指定放課後等デイサービスの利用定員は10名とする。

(事業の主たる対象とする障害の種類)

第7条 特に定めない。

(指定放課後等デイサービスの支援内容)

第8条 事業所は、利用児童が日常生活における基本動作を習得し、また集団生活に適応することができるよう、個別プログラムに沿った集団療育を行う。また、各利用児童の状態に応じた個別支援も行う。なお、具体的な内容は次のとおりとする。

(1) 通所支援計画の作成

(2) 基本事業

(ア) 日常生活支援

日常生活動作、移動、軽スポーツ等

(イ) 集団生活適応支援

コミュニケーション、レクリエーション等とおした対人関係の改善

(ウ) 学校生活支援

学習面(宿題等)の支援

(エ) 創作的活動

絵画、工作等

(オ) 余暇活動

余暇時間を楽しく過ごすためのクラブ活動(将棋、手芸等)

(カ) 相談

発達や子育ての相談等

(3) 送迎サービス

通常の事業実施地域の範囲において、送迎サービスを行う

（通所給付決定保護者から受領する費用の額等）

- 第9条 指定放課後等デイサービスを提供した際には、保護者から当該指定放課後等デイサービスに係る利用児童負担額の支払を受けるものとする。
- 2 法定代理受領を行わない指定放課後等デイサービスを提供した際は、前項に掲げる指定放課後等デイサービスに係る利用児童負担額のほか、保護者から法第 21 条の5の3第2項の規定により算定された障害児通所給付費の額の支払を受けるものとする。
 - 3 前二項のほか、次に定める費用については、保護者から徴収するものとする。この場合の利用料金については、別表に定める。
 - (1) 食事提供に係る費用
 - (2) おやつに係る費用
 - (3) 創作的活動等に係る費用
 - (4) クラブ・屋外活動に係る費用
 - (5) その他指定放課後等デイサービスにおいて提供される便宜のうち、通常必要となる費用であって、その利用児童の保護者に負担させることが適当と認められるもの
 - 4 前項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、保護者に対し、当該サービス内容及び費用について説明を行い、保護者の同意を得るものとする。
 - 5 第1項から第3項までの費用の支払いを受けた場合は、当該費用に係る領収証を、当該費用を支払った保護者に対し交付するものとする。

（利用者負担額等に係る管理）

- 第10条 事業所は、保護者の依頼を受けて、利用児童が同一の月に指定障害児通所支援を受けたときは、利用児童が当該同一の月に受けた指定障害児通所支援に要した費用（特定費用を除く。）の額から法第21条の5の3第2項の規定により算定された障害児通所給付費の額を控除した額を算定するものとする。この場合において、利用者負担額等合計額が、児童福祉法施行令（昭和23年政令第74号。以下「令」という。）第24条第1項に規定する負担上限月額、又は令第25条の5第1項に規定する高額障害児通所給付費算定基準額を超えるときは、指定障害児通所支援等の状況を確認の上、利用者負担額等合計額を市町に報告するとともに、障害児等及び指定障害児通所支援等を提供した指定障害児通所支援事業者に通知するものとする。

（通常の事業の実施地域）

- 第11条 通常の事業の実施地域は、福井市とする。ただし、通常の実施地域以外の利用希望者に対して実施する場合もある。

（サービスの利用にあたっての留意事項）

- 第12条 利用児童及び保護者は、指定放課後等デイサービスの利用に当たっては、次に掲げる事項に留意すること。

- (1)利用児童は、事業所内の設備、器具を本来の目的に従って利用することとする。これに反した時は、その損害を弁償し、または現状に回復するものとする。損害賠償の額は、利用児童及び扶養義務者の収入及び事情を考慮して減免することがある。
- (2)むやみに他の指導訓練室などに立ち入らないこと。
- (3)利用児童の兄弟姉妹が同伴することは、原則禁止とする。やむを得ず同伴される場合は保護者の責任において安全管理をすること。
- (4)第三者(各学校の職員等)による見学等は、事前に事業所ならびに他利用児童の了解を得ること。
- (5)事業所内での他の利用児童に対する宗教活動、政治活動および物品の販売等は禁止する。事業所内でのペットの持ち込みは禁止する。
- (6)前5項に掲げるもののほか、事業所の管理及びサービスの提供のため必要な指示に反する行為をしないこと。

(緊急時等における対応方法・協力医療機関)

第13条 指定放課後等デイサービスの提供を行っているときに利用児童に体調の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに協力医療機関又は利用児童の主治医(以下「協力医療機関等」という)への連絡を行う等の必要な措置を講ずるとともに、管理者に報告するものとする。

- 2 協力医療機関等への連絡等が困難な場合には、他の医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講ずるものとする。

(事故発生時の対応)

第14条 指定放課後等デイサービスの提供により事故が発生したときは、直ちに市町、県及び当該利用児童の家族等に連絡するとともに、必要な措置を講じるものとする。

- 2 指定放課後等デイサービスの提供により賠償すべき事故が発生したときは、速やかに損害を賠償するものとする。

(非常災害対策)

第15条 事業所は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連絡体制を整備し、それらを定期的に職員に周知するものとする。

- 2 事業所は、非常災害に備えるため、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うものとする。

(苦情解決)

第16条 事業所は、提供した指定放課後等デイサービスに関する利用児童又はその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置するとともに

に、これを掲示することにより利用児童等に周知徹底を図る。

- 2 事業所は、利用児童又はその家族からの苦情に関して県知事又は市町長が行う調査に協力するとともに、県知事又は市町長から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。
- 3 事業所は、社会福祉法第83条に規定する運営適正化委員会が同法第85条の規定により行う調査又は斡旋にできる限り協力するものとする。

（個人情報保護の保護）

第17条 事業所は、その業務上知り得た利用児童及びその家族の個人情報については、個人情報保護に関する法律（平成15年法律第57号）その他関係法令等を遵守し、適正に取り扱うものとする。

- 2 職員は、その業務上知り得た利用児童及びその家族の秘密を保持するものとする。
- 3 職員であった者に、業務上知り得た利用児童及びその家族の秘密を保持するため、職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、職員との雇用契約の内容とする。
- 4 事業所は他の指定障害児通所支援事業者等に対して、利用児童及びその家族に関する情報を提供する際は、あらかじめ文書により利用者及びその家族の同意を得るものとする。

（虐待の防止のための措置に関する事項）

第18条 事業所は、利用児童に対し、児童虐待の防止等に関する法律第2条各号に掲げる行為その他当該利用児童の心身に有害な影響を与える行為は行わない。また、利用児童の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため、必要な体制の整備を行うとともに、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- (1) 事業所における虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等の活用可）を定期的で開催するとともに、その結果について職員へ周知徹底を図る。
- (2) 職員に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施する。
- (3) 前2号に掲げる措置を適切に実施するための担当者及び責任者を置く。

（身体的拘束等の禁止）

第19条 事業所は、指定放課後等デイサービスの提供に当たっては、利用児童又は他の利用児童等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用児童の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行わない。

- 2 前項の緊急やむを得ない場合とは、次のいずれにも該当する場合をいう。
 - (1) 利用児童又は他の利用児童の生命又は身体に危険が及ぶ可能性が著しく高いこと。
 - (2) 身体的拘束等を行う以外に当該利用児童又は他の利用児童の生命又は身体を保護するための手段がないこと。
 - (3) 身体的拘束等が一時的なものであること。

- 3 事業所は、身体的拘束等を行う場合は、管理者及び児童発達支援管理責任者を含む3名以上で構成する組織体で判断し、その態様及び時間、その際の利用児童の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由について検討した過程その他必要な事項を記録及び保管する。
- 4 事業所は、身体拘束の適正化を図るため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。
 - (1)身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等の活用可)を定期的で開催するとともに、その結果について職員へ周知徹底を図る。
 - (2)身体拘束等の適正化のための指針を整備する。
 - (3)職員に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的実施する。

(感染症の予防及びまん延防止)

第20条 事業所は、事業所内外での感染症の発生及び蔓延防止のために、次に掲げる通り必要な措置を講ずる。

- 2 感染症の発生及び蔓延防止を啓発・普及するための研修や訓練の実施を定期的に行い、研修を通じて、感染症対策の向上や知識や技術の向上に努める。
- 3 感染症の発生及び蔓延防止のための指針を定める。
- 4 感染症の発生及び蔓延防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について、従業員に周知徹底する。

(職場におけるハラスメントの防止)

第21条 事業所は、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景として言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講ずる。

(業務継続計画の策定等)

第22条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずる。

- 2 事業所は、従業員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施する。
- 3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行う。

(安全計画の策定等)

第23条 事業者は、障害児の安全の確保を図るため、事業所ごとに、当該事業所の設備の安全点検、従業員、障害児等に対する事業所外での活動、取組等を含めた事業所での生活その他の日常生活における安全に関する指導、従業員の研修及び訓練その他事業所にお

ける安全に関する事項についての計画(以下この条において「安全計画」という。)を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じる。

- 2 事業者は、従業者に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的に実施する。
- 3 事業者は、障害児の安全の確保に関して保護者との連携が図れるよう、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知する。
- 4 事業者は、定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。

(自動車を運行する場合の所在の確認)

第24条 事業者は、障害児の事業所外での活動、取組等のための移動その他の障害児の移動のために自動車を運行するときは、障害児の乗車及び降車の際に、点呼その他の障害児の所在を確実に把握することができる方法により、障害児の所在を確認する。

- 2 事業者は、障害児の送迎を目的とした自動車(運転者及びこれと並列の座席並びにこれらより一つ後方に備えられた前向きの座席以外の座席を有しないものその他利用の態様を勘案してこれと同程度に障害児の所在の見落としのおそれが少ないと認められるものを除く。)を日常的に運行するときは、当該自動車にブザーその他の社内の障害児の所在の見落としを防止する装置を備え、これを用いて前項に定める所在の確認(障害児の降車の際に限る。)を行う。

(個別支援計画)

第25条 事業者は、障害児の適正、障害の特性その他の事情を踏まえた指定児童発達支援【放課後等デイサービス】の確保並びに指定児童発達支援【放課後等デイサービス】の質の評価及びその改善の適切な実施の観点から、指定児童発達支援【放課後等デイサービス】の提供に当たっては、心身の健康等に関する領域を含む総合的な支援を行う。

児童発達支援管理責任者は、心身の健康等に関する領域との関連性を踏まえた指定児童発達支援【放課後等デイサービス】の具体的内容、指定児童発達支援【放課後等デイサービス】を提供する上での留意事項その他必要な事項を記載した児童発達支援【放課後等デイサービス】計画の原案を作成する。

- 2 事業者は、障害児が指定児童発達支援(放課後等デイサービス)を利用することにより、地域の保育、教育等の支援を受けることができるようにすることで、障害の有無にかかわらず、全ての児童が共に成長できるよう、地域社会への参加・包摂(インクルージョン)の推進に努めることとする。

児童発達支援管理責任者、インクルージョンの観点を踏まえた指定児童発達支援【放課後等デイサービス】の具体的内容、指定児童発達支援【放課後等デイサービス】を提供する上での留意事項その他必要な事項を記載した児童発達支援【放課後等デイサービス】計画の原案を作成する。

- 3 指定児童発達支援【放課後等デイサービス】事業者は、指定児童発達支援【放課後等デイサービス】事業所ごとに、指定児童発達支援【放課後等デイサービス】プログラム（心身の健康等に関する領域との関連性を明確にした指定児童発達支援【放課後等デイサービス】の実施に関する計画をいう）を策定し、インターネットの利用その他の方法により公表する。

（その他運営に関する重要事項）

第26条 事業所は、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて、業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより職員の就業環境が害されることを防止するため、方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

- 2 事業所は、職員の資質向上のため研修の機会を次のとおり設けるものとし、また業務体制の執行体制についても検証、整備するものとする。

(1)採用時研修 採用後3ヶ月以内

(2)継続研修 年1回

- 3 事業所は、職員、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備するものとする。
4 事業所は、利用児童に対する指定放課後等デイサービスの提供に関する諸記録を整備し、当該指定放課後等デイサービスを提供した日から5年間保存するものとする。
5 事業所は、指定放課後等デイサービスの利用について市町又は障害児相談支援事業を行う者が行う連絡調整に、できる限り協力するものとする。

（委任）

第27条 この規定に定めるほか、運営に関する重要事項は、事業者と管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

この規程は、令和元年6月1日から施行する。

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

この規程は、令和4年1月1日から施行する。

この規程は、令和4年10月1日から施行する。

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

この規程は、令和7年4月1日から施行する。

別表 実費負担となるサービスについて(第9条関係)

サービス	費用
食事提供にかかる費用	常食セット:470 円、常食小セット:390 円、 常食おかずのみ:340 円 嚥下調整食(ミキサーおかずのみ:660 円、刻みセット:860 円、 刻みおかずのみ:660 円) 健康ケア食(セット:810 円(大盛+40 円)、おかずのみ:610 円) 令和7年4月1日現在
おやつに係る費用	1 回につき 50 円
創作的活動等に係る費用	材料費等 実費相当
クラブ活動に係る費用	スポーツ保険料・シャワー使用料等 実費相当
屋外活動に係る費用	施設使用料等 実費相当
その他日常生活に通常必要となるものに係る費用で、その利用者に負担させることが適当と認められるもの	実費相当

平谷こども発達クリニック 円山事業所はぐくみ 運営規程 （ 指 定 生 活 介 護 ）

（事業の目的）

第1条 医療法人平谷こども発達クリニック(以下、「事業者」という。)が設置する平谷こども発達クリニック 円山事業所はぐくみ(以下、「事業所」という。)において実施する指定障害福祉サービス事業の生活介護(以下「指定生活介護」という。)の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、指定生活介護の円滑な運営管理を図るとともに、利用者の意思及び人格を尊重して、常に当該利用者の立場に立った適切な指定生活介護の提供を確保することを目的とする。

（運営の方針）

第2条 事業所は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、入浴、排せつ及び食事の介護、創作的活動又は生産活動の機会の提供その他の便宜を適切かつ効果的に行うものとする。

- (1) 事業所は、利用者が地域で主体的に暮らしていくために必要な支援を行う。自分でできることを増やし、その人らしさを大切にして暮らしていけるように、日常生活・生産活動・余暇活動をバランスよく組み合わせた生活を提供する。合わせて、二次的な障害(社会的孤立、活動範囲の制限、心身機能の低下)の予防にも取り組んでいく。
- (2) 指定生活介護の実施に当たっては、地域との結び付きを重視し、利用者の所在する市町、他の指定障害福祉サービス事業所、指定相談支援事業所、指定障害者支援施設その他福祉サービス又は保健医療サービスを提供する者(以下「障害福祉サービス事業所等」という。)との密接な連携に努めるものとする。
- (3) 前二号の他、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号。以下、「法」という。)及び「福井市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例」(平成30年12月18日 条例第45号)に定める内容の他その他関係法令等を遵守し、事業を実施するものとする。

（事業所の名称等）

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地等は、次のとおりとする。

- (1) 名 称 平谷こども発達クリニック 円山事業所はぐくみ
- (2) 所在地 福井市南四ツ居町3-5

（職員の職種、員数及び職務の内容）

第4条 事業所に勤務する職員の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

(1) 管理者 1名(非常勤)

管理者は、職員の管理、指定生活介護の利用申し込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他管理を一元的に行うとともに、法令等において規定されている指定生活介護の実施に関し、事業所の職員に対し遵守させるため必要な指揮命令を行う。

(2) サービス管理責任者 1名(常勤)

サービス管理責任者は、次の業務を行う。

- (ア) 適切な方法により、利用者の有する能力、置かれている環境及び日常生活全般の状況等の評価を通じて利用者の希望する生活や課題等の把握(以下、「アセスメント」という。)を行い、利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上での適切な支援内容を検討すること。
- (イ) アセスメント及び支援内容の検討結果に基づき、事業所が提供する指定生活介護サービス以外の保健医療サービス又はその他の福祉サービス等との連携も含めて、利用者の意向、総合的な支援の方針、生活全般の質を向上させるための課題、指定生活介護の目標及びその達成時期、指定生活介護を提供する上での留意事項等を記載した生活介護計画の原案を作成すること。
- (ウ) 生活介護計画の原案の内容を利用者に対して説明し、文書により利用者の同意を得た上で、作成した生活介護計画を記載した書面(以下、「生活介護計画書」という。)を利用者に交付すること。
- (エ) 生活介護計画書作成後、生活介護計画の実施状況の把握(利用者についての継続的なアセスメントを含む。以下、「モニタリング」という。)を行うとともに、少なくとも6ヶ月に1回以上、生活介護計画の見直しを行い、必要に応じて生活介護計画を変更すること。
- (オ) 利用申込者の利用に際し、指定障害福祉サービス事業所等に対する照会等により、利用申込者の心身の状況、事業所以外における指定障害福祉サービス等の利用状況等を把握すること。
- (カ) 利用者の心身の状況、置かれている環境に照らし、利用者が自立した日常生活を営むことができるよう定期的に検討するとともに、自立した生活を営むことができる認められる利用者に対し、必要な支援を行うこと。
- (キ) 他の職員に対する技術指導及び助言を行うこと。

(3) 医師 1名(非常勤・兼務)

医師は、利用者に対して日常生活上の健康管理及び療養上の指導を行う。

(4) 看護職員 1名(非常勤)

看護職員は、医師の指導のもと、利用者に対して日常生活上の健康管理及び療養上の指導を行う。

(5) 理学療法士又は作業療法士 必要な人数(非常勤)

自立した生活を過ごすための能力維持や向上を目指し、個別や集団でのリハビリテーションを行う。

(6) 生活支援員 1名以上(1名以上は常勤)

生活支援員は、利用者に対して、入浴、排泄及び食事等の介護、その他必要な日常生活上の支援、余暇活動、生産活動提供の際に必要な援助を行う。

(7) 運転手 1名(非常勤)

車両により利用者の送迎を行う。

(8) 事務職員 1名(非常勤)

事務職員は必要な事務を行う。

(営業日及び営業時間等)

第5条 事業所の営業日及び営業時間並びにサービス提供日及びサービス提供時間は、次のとおりとする。

- | | |
|--------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| (1) 営業日 | 月曜日から金曜日までとする
ただし、国民の祝日、12月30日から1月3日、事業所が指定するお盆休みを除くが、土曜日は必要に応じて営業することがある
なお、管理者が特に必要があると認めるときはこれを変更することができる |
| (2) 営業時間 | 午前9時から午後6時まで |
| (3) サービス提供日 | 営業日のおとり |
| (4) サービス提供時間 | 午前9時30分から午後4時まで |

(利用定員)

第6条 事業所の利用定員は20名とする。

(指定生活介護を提供する主たる対象者)

第7条 特に定めない。

(指定生活介護の支援内容)

第8条 事業所で行う指定生活介護の内容は、次のとおりとする。

- (1) 個別支援計画の作成
- (2) 食事の提供
- (3) 入浴または清拭
- (4) 身体等の介護
- (5) 生産活動(園芸、農作業)
- (6) 余暇活動(手工芸、スポーツ、レクリエーション、季節ごとのイベント)

- (7) 身体機能及び日常生活能力の維持・向上のための支援
 - (8) 健康管理
 - (9) 送迎サービス
 - (10) 前各号に掲げる便宜に付帯する便宜
- (2)から(9)に付帯する着替え、整容、その他日常生活上必要な介護、支援、相談、助言。

(利用者から受領する費用の額等)

第9条 指定生活介護を提供した際には、利用者から当該指定生活介護に係る利用者負担額の支払を受けるものとする。

- 2 法定代理受領を行わない指定生活介護を提供した際は、利用者から法第 29 条第 3 項の規定により算定された介護給付費の額の支払を受けるものとする。この場合、提供した指定生活介護の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付するものとする。
- 3 前二項のほか、次に定める費用については、利用者から徴収するものとする。この場合の利用料金については、別表に定める。
 - (1) 食事提供に係る費用
 - (2) 入浴サービスに係る光熱水費
 - (3) 創作的活動等に係る費用
 - (4) 屋外活動に係る費用
 - (5) その他日常生活に通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められるもの
- 4 費用がかかるサービスの提供にあたっては、あらかじめ利用者に対して、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得るものとする。
- 5 費用の支払いを受けた場合は、当該費用に係る領収書を当該費用を支払った利用者に対し交付するものとする。

(通常の事業の実施地域)

第10条 通常の事業の実施地域は、福井市とする。ただし、通常の実施地域以外の利用希望者に対して実施する場合もある。

(サービスの利用にあたっての留意事項)

第11条 利用者及び保護者は、指定生活介護の利用に当たっては、次に掲げる事項に留意すること。

- (1) 利用者は、事業所内の設備、器具を本来の目的に従って利用することとする。これに反した時は、その損害を弁償し、または現状に回復するものとする。損害賠償の額は、利用者及び扶養義務者の収入及び事情を考慮して減免することがある。

- (2) 利用者の兄弟姉妹が同伴することは、原則禁止とする。
- (3) 第三者(他施設の職員等)による見学等は、事前に事業所ならびに他利用者の了解を得ること。他利用者の了解については事業所が確認を行う。
- (4) 事業所内は禁煙とする。
- (5) 事業所内での他の利用者に対する宗教活動、政治活動および物品の販売等は禁止する。事業所内でのペットの持ち込みは禁止する。
- (6) 前5項に掲げるもののほか、事業所の管理及びサービスの提供のため必要な指示に反する行為をしないこと。

(利用者負担額に係る管理)

第12条 事業所は、利用者の依頼を受けて、利用者が同一の月に指定障害福祉サービス及び施設障害福祉サービス(以下「指定障害福祉サービス等」という。)を受けたときは、利用者が当該同一の月に受けた指定障害福祉サービス等に要した費用(特定費用を除く)の額から法第 29 条第 3 項の規定により算定された介護給付費又は訓練等給付の額を控除した額を算定するものとする。この場合において、利用者負担額等合計額が、令第 17 条第 1 項に規定する負担上限月額、又は令第 21 条第 1 項に規定する高額障害福祉サービス費算定基準額を超えるときは、指定障害福祉サービス等の状況を確認の上、利用者負担額等合計額を市町に報告するとともに、利用者及び指定障害福祉サービス等を提供した指定障害福祉サービス事業所及び指定障害者支援施設に通知するものとする。

(緊急時等における対応方法・協力医療機関)

第13条 現に指定生活介護の提供を行っているときに利用者に体調の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに協力医療機関又は利用者の主治医(以下「協力医療機関等」という。)への連絡を行う等の必要な措置を講ずるとともに、管理者に報告するものとする。

2 協力医療機関等への連絡等が困難な場合には、他の医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講ずるものとする。

(事故発生時の対応)

第14条 指定生活介護の提供により事故が発生したときは、直ちに市町、県及び当該利用者の家族等に連絡するとともに、必要な措置を講じるものとする。

2 指定生活介護の提供により賠償すべき事故が発生したときは、速やかに損害を賠償するものとする。

(非常災害対策)

第15条 事業所は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連絡体制を整備し、

それらを定期的に職員に周知するものとする。

- 2 事業所は、非常災害に備えるため、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うものとする。

（苦情解決）

第16条 事業所は、提供した指定生活介護に関する利用者又はその家族(以下「利用者等」という。)からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置するとともに、これを掲示することにより利用者等に周知徹底を図る。

- 2 事業所は、提供した指定生活介護に関し、法第10条第1項の規定により市町が、また、法第48条第1項の規定により県知事又は市町長が行う報告若しくは文書その他の物件の提出若しくは提示の命令、又は当該職員からの質問若しくは事業所の設置若しくは帳簿書類その他の物件検査に応じ、及び利用者からの苦情に関して市町又は、県知事又は市町長から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。
- 3 社会福祉法(昭和26年法律第45号)第83条に規定する運営適正化委員会が同法第85条の規定により行う調査又はあっせんのできる限り協力するものとする。

（個人情報保護）

第17条 事業所は、その業務上知り得た利用者等の個人情報については、個人情報保護に関する法律(平成15年法律第57号)その他関係法令等を遵守し、適正に取り扱うものとする。

- 2 職員は、その業務上知り得た利用者等の秘密を保持するものとする。
- 3 職員であった者に、業務上知り得た利用者等の秘密を保持するため、職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、職員との雇用契約の内容とする。
- 4 事業所は他の障害福祉サービス事業所等に対して、利用者等に関する情報を提供する際は、あらかじめ文書により利用者等の同意を得るものとする。

（虐待の防止のための措置に関する事項）

第18条 事業所は、利用者の人権の擁護・虐待の防止等のため、次の措置を講ずる。

- (1) 虐待防止に関する責任者の選定及び設置
 - (2) 成年後見制度の利用支援
 - (3) 苦情解決体制の整備
 - (4) 職員に対する虐待の防止を啓発・普及するための研修の実施
 - (5) 虐待防止委員会の設置
- 2 事業所は、社会福祉法第83条に規定する運営適正化委員会が同法第85条の規定により行う調査又は斡旋のできる限り協力するものとする。

（身体的拘束等の禁止）

第19条 事業所は、指定生活介護の提供に当たっては、利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行わない。

- 2 前項の緊急やむを得ない場合とは、次のいずれにも該当する場合をいう。
 - （1）利用者又は他の利用者の生命又は身体に危険が及ぶ可能性が著しく高いこと。
 - （2）身体的拘束等を行う以外に当該利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するための手段がないこと。
 - （3）身体的拘束等が一時的なものであること。
- 3 事業所は、身体的拘束等を行う場合は、管理者及びサービス管理責任者を含む3名以上で構成する組織体で判断し、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由について検討した過程その他必要な事項を記録及び保管する。
- 4 事業所は、身体拘束の適正化を図るため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。
 - （1）身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等の活用可）を定期的で開催するとともに、その結果について職員へ周知徹底を図る。
 - （2）身体拘束等の適正化のための指針を整備する。
 - （3）職員に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的実施する。

（感染症の予防及びまん延防止）

第20条 事業所は、事業所内外での感染症の発生及び蔓延防止のために、次に掲げる通り必要な措置を講ずる。

- 2 感染症の発生及び蔓延防止を啓発・普及するための研修や訓練の実施を定期的に行い、研修を通じて、感染症対策の向上や知識や技術の向上に努める。
- 3 感染症の発生及び蔓延防止のための指針を定める。
- 4 感染症の発生及び蔓延防止のための対策を検討する委員会を定期的で開催するとともに、その結果について、従業員に周知徹底する。

（職場におけるハラスメントの防止）

第21条 事業所は、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景として言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講ずる。

（業務継続計画の策定等）

第22条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を

継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずる。

- 2 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に行う。
- 3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行う。

（その他運営に関する重要事項）

第23条 事業所は、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて、業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより職員の就業環境が害されることを防止するため、方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

- 2 事業所は、職員の資質向上のため研修の機会を次のとおり設けるものとし、また業務体制の執行体制についても検証、整備するものとする。

(1)採用時研修 採用後3ヶ月以内

(2)継続研修 年1回

- 3 事業所は、職員、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備するものとする。
- 4 事業所は、利用者に対する指定生活介護の提供に関する諸記録を整備し、当該指定生活介護を提供した日から5年間保存するものとする。
- 5 事業所は、指定生活介護の利用について市町又は一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者が行う連絡調整に、できる限り協力するものとする。

（委任）

第27条 この規定に定めるほか、運営に関する重要事項は、事業者と管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

この規程は、令和元年6月1日から施行する。

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

この規程は、令和4年1月1日から施行する。

この規程は、令和4年10月1日から施行する。

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

この規程は、令和6年12月1日から施行する。

この規程は、令和7年4月1日から施行する。

別表 実費負担となるサービスについて(第9条関係)

サービス	費用
食事提供に係る費用 (※食事提供体制加算適用の場合、右記料金より 300 円減じた額)	常食セット:470 円、常食小セット:390 円、 常食おかずのみ:340 円 嚥下調整食(ミキサーおかずのみ:660 円、刻みセット:860 円、 刻みおかずのみ:660 円) 健康ケア食(セット:810 円(ライス大盛+40 円)、おかずのみ: 610 円) 令和 7 年 4 月 1 日現在
入浴サービスに係る光熱水費	1 回につき 350 円
創作的活動等に係る費用	材料費等 実費相当
屋外活動に係る費用	施設使用料等 実費相当
その他日常生活に通常必要となるものに係る費用で、その利用者に負担させることが適当と認められるもの	実費相当

※ 収入が一定額以下の利用者は、食事代の人件費分を公費負担(食事提供体制加算)し、食費負担を軽減する。